

「（仮称）Landport 京都伏見」に係る配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見等

令和 5 年 1 2 月 2 0 日に開催した令和 5 年度第 1 回京都市環境影響評価審査会での意見、及び委員から追加で提出された意見を踏まえ、答申案等の対応を以下の表のとおり取りまとめた。

環境要素等		審査会での主な意見	答申案
全 般 的 事 項	事業計画の概要	○ 容積・床面積について、経済性なども含めて、根拠及び必要性の説明が不足している。	1 建築物の容積及び床面積の算定根拠及びその配置について必要な理由を記載すること。
	その他	○ 1 棟に比べ、分割配置の方が大規模火災等への安全管理について有利であるためよく検討すること。 ○ DBJ Green Building 認証取得を目指しているので、配慮書案に挙げられた（及び今後追加される）環境配慮事項と、認証制度の視点である 1) 建物の環境性能（GHG 排出量、省エネ、省資源）、2) 防災などへの危機対応力（リスク）、3) 地域との係わり（雇用）や周辺環境への配慮、4) 情報開示などの利害関係者との協働、5) テナント利用者の快適性について、どのように対応するのかを図示等を含めて検討されたい。	2 火災等に対する安全管理について配慮書に記載するとともに、万一の災害時に被害が低減できるよう十分に検討すること。 3 DBJ Green Building 認証の取得に必要な各項目の配慮・取組内容について、可能な限り配慮書に対応を記載すること。
大気質		○ 表 4-2 (1) のなかで、NOx 等の大気質について「供用後はいずれの案であっても関係車両交通量に違いはなく比較対象としない」とあるが、違いがなくても絶対値（濃度）でみて環境への影響に問題がないことが前提であり、これについての言及がない。	4 大気質の評価に際しては、事業の影響を加味した濃度で、環境への影響に問題がないことを確認し、配慮書に記載すること。

環境要素等	審査会での主な意見	答申案
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大気質、騒音および振動の環境要素に対する予測・評価を行うにあたっては、現場で使用する重機等の機器による近隣の住宅などへの定量的影響を含めた評価を実施し、配慮書に記載されたい。 ○ 供用時の環境影響についての予測についても、同規模の既存施設の実績などをもとに可能な範囲で記載されたい。 ○ 供用後の交通量変化による影響も評価されたい。 	<p>5 大気質、騒音および振動について、工事に使用する建設機械等による近隣の住宅などへの定量的影響を評価するとともに、供用後の交通量変化による影響評価を配慮書に記載すること。</p>
生態系	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧巨椋池時代の土壌について、ビオトープ・緑地に利用することや、研究試料とするなど活用できるのではないか。 ○ 事業地は渡り鳥等の休息場所であり、シギ・チドリの移動にも影響することが考えられる。現地調査を踏まえたうえで、建物配置を検討いただきたい。 ○ これまで生息しなかった生物が生息することは、現在の環境が変わることだがよいことなのか。 ○ 事業計画地およびその周辺での実際の鳥類の生息状況及び餌生物についての現状把握が必要と考えられる。 ○ 文献でしか植生調査等を行っていないが、工事中に希少種が見つかった場合はどのように対応するのか。 ○ 周辺地域を代替地とすることができるかどうかを評価することが必要ではないか。生息する動物（シギ・チドリ類、繁殖鳥、カヤネズミなど）が周辺地域に移動できるか、移動した先で生息が可能かどうか（十分な餌や営巣場所が得られるかどうか）という点の評価が必要と考えられる。 	<p>6 工事による発生土について、旧巨椋池時代の土壌の可能性を考慮し、土壌シードバンクとして活用するなど配慮すること。</p> <p>7 事業地における動植物の生息状況について、施工までに調査・把握に努めること。特に鳥類については採餌状況と餌生物、繁殖状況についても把握に努めること。また、希少種の生息を確認した場合は移動や移植を行うなど適切に配慮すること。</p> <p>8 事業地周辺が生息する動物の代替地として十全に機能するか把握に努めるとともに、周辺の生息環境の維持・保全について適切に配慮すること。</p>

環境要素等		審査会での主な意見	答申案
生態系		(再掲) ○ 事業地は渡り鳥等の休息場所であり、シギ・チドリの移動にも影響することが考えられる。現地調査を踏まえたうえで、建物配置を検討いただきたい。	9 建築物の配置や構造等について、動物種の移動を阻害せず、かつ、周辺の営農環境への影響を回避・低減するよう適切に配慮すること。
廃棄物・温室効果ガス等		○ GHG の削減ではライフサイクルでの評価、特に建築資材への木材利用、エコセメントなど上流側サプライチェーンでの排出量削減にも努められたい。また、下流側である供用時の入出車両からの GHG 排出量についても見解が必要である。	10 温室効果ガスについては、材料調達などを含めたサプライチェーン、供用時の入出車両を含めた、ライフサイクルでの排出量削減について配慮すること。
人の生活に密接に関わる生活環境の保全	風害 (その他 営農環境)	○ 平地に巨大な建築物が新たに設置されることになるため、配慮項目として挙げられている日影・夜間照明・雨水排水に加えて「ビル風による風環境の変化」および「建物の蓄熱や排熱が気温に与える影響」も大きいと考える。建物の形状・配置・外皮塗装や排熱方法についても周辺農地に配慮した工夫が必要。	(再掲) 9 建築物の配置や構造、設備に伴う排熱等について、動物種の移動を阻害せず、かつ、周辺の営農環境への影響を低減するよう適切に配慮すること。
	日照	○ 倉庫建設後、近隣農地の日照条件にどれぐらいの影響を与えるか、作物の育成に影響を与えうるかどうか、確認が必要である。	11 日照及び光環境について、近隣農地への影響について記載し、必要な配慮を行うこと。
その他			12 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。